



弁護士 京介

「家庭の法学」⑨

こんにちは。弁護士の矢野京介です。今回は、中小企業の経営者の離婚を取り上げます。会社経営者が離婚する場合、会社の資産と個人の資産の区別が曖昧であったり、妻が会社の事業に関与していたりすること

対象とはなりません。ただし、家族経営の零

細企業のような場合などには、会社の資産も夫婦の共有財産と評価され、財産分与の対象となることもないといえます

別です。妻と離婚するからといって、正当な理由なく妻である取締役を解任したり、妻である従業員を一方的に解雇したりすることは難しいです。従って、離婚協議の際に、話し合って、自主的に辞任、辞職してもらう必要があります。また、妻が役員として、会社に

会社経営者の離婚問題

などから、考慮しなければならぬ特有の問題があります。

ん。このあたりは、理屈では論じられない感覚的な判断になってきます。

まず、会社の資産は財産分与の対象となるのでしょうか？ 会社の資産と社長個人の資産は、別

次に、妻が会社の取締役や従業員になっている場合、離婚に伴い辞めさせることはできるのでしょうか？ 夫婦の問題と会社の法律関係は、全く

弁護士 矢野 京介
 葛西臨海ドリーム法律事務所
 〒134-0088
 東京都江戸川区西葛西 6-13-14
 丸清ビル3階
 ☎03-6808-4161
 ホームページ <http://dreamlaw.jp>